

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月25日

支出負担行為担当官

高松高等検察庁検事長 瀬戸 毅

1 工事概要

(1) 品目分類番号

41

(2) 工事名

令和8年度高松法務合同庁舎トイレ改修工事

(3) 工事場所

高松市丸の内1番1号

(4) 工事内容

敷地面積 5,437.51 m²

建物用途 庁舎

構造・階数 SRC-8-1

建物面積 1,934.13 m²

延べ面積 18,792.55 m²

工事種目 建築一式工事又は内装仕上工事

工事範囲 上記工事(入札説明書による。)

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

(6) 本件入札手続は、下記3に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム(政府電子調達(GEPS)(<https://www.p-portal.go.jp/>))により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと(本件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分(建築一式工事又は内装仕上工事)において、法務省

- (イ) 入札説明書別冊の図面については、上記(1)でのみ交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）するので必ず入手すること（同図面は上記(ア)の方法によっては入手できない）。
 - (ウ) 別冊の図面を含む入札説明書等について、郵送又は電子メールによる入手申し込みは受け付けない。
- (3) 申請書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間
令和8年5月25日（月）から同年6月4日（木）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法 電子調達システムにより提出すること。
なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参若しくは郵送（提出期間内必着。）すること。
- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- ア 入札
 - (ア) 入札書の提出期限
令和8年7月22日（水）午後5時まで
 - (イ) 入札書の提出方法
電子調達システムによる。
なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送（提出期間内必着）すること。
 - イ 開札
 - (ア) 開札の日時
令和8年7月23日（木）午前10時
 - (イ) 開札の場所
〒760-0033 高松市丸の内1番1号
高松法務合同庁舎5階 高松高等検察庁第二会議室
又は電子調達システム

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付（保管金の取扱店 日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供

(保管有価証券の取扱店 日本銀行高松支店) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1) に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。